

フォークリフト運転業務従事者(有資格者)の安全衛生教育(再教育)【ご案内】



札幌労働基準協会

労働安全衛生法（第 60 条の 2 第 2 項）では、フォークリフト運転業務従事者の方々に対しては、定期的に（概ね 5 年ごと）安全衛生教育（再教育）を行うよう努めなければならないと定められています。

このたび厚生労働省のカリキュラムに基づき以下により標記講習会を開催いたします。

- 1 受講対象 フォークリフト運転技能講習修了者
(修了証を取得して概ね 5 年を経過している者)
- 2 日 時 令和 6 年 8 月 9 日 (金) 8 : 5 0 ~ 1 6 : 1 0
(受付開始は 8 時 2 0 分から)
- 3 場 所 北海道トラック総合研修センター (駐車場はありません)
札幌市中央区南 9 条西 1 丁目 1-10 (Tel 011-531-2215)
(地下鉄南北線 中島公園駅下車 徒歩 3 分)

4 受講料

	受講料	テキスト代	合計 (税込)
一般	9,900円	1,705円	11,605円
会員	7,700円	1,705円	9,405円

(会員：札幌労働基準協会会員)

5 講習科目

	科 目	概 要	時間
学 科	最近のフォークリフトの特徴	(1)フークリフトの構造上の特徴 (2)各種荷役運搬方法の特徴	2 時間
	フォークリフトの取扱いと保守	(1)フォークリフトによる作業と安全 (2)フォークリフトの点検・整備	2 時間
	災害事例及び関係法令	(1)災害事例とその防止対策 (2)労働安全衛生法令のうちフォーク リフトに関する条項	2 時間

6 申込方法

- (1) 裏面の「受講申込書」にフォークリフト運転技能講習修了証のコピーを添付し、郵送または F A X でお申し込み願います。

裏面へ

(申込先) 札幌労働基準協会
〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目 37 山京ビル 2F201号
TEL011-757-0340 FAX011-757-1803 HP: <http://s.rouki.jp/>

(2) 「受講票」が送付されましたら、受講料・テキスト代を下記口座に振込み願います。

(北洋銀行北七条支店 普通 930447 口座名 札幌労働基準協会)

(送金手数料は貴社のご負担でお願いします。)

7 その他

- (1) 受講当日欠席の場合は、受講料を返金いたしませんのでご了承ください。
- (2) 講習会場には駐車場がありませんので特にご留意願います。
- (3) 受講者が10名に達しない場合講習を中止する事がありますので予めご了承下さい。
- (4) 会場に食堂はなく、お弁当の販売も行っておりません。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育受講申込書

※受講番号 _____ 番

氏名 (フリガナ)	
生 年 月 日	S・H 年 月 日生
現 住 所	〒
修了証発行先	
修了証発行年月日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 平成
修了証番号	第 _____ 号

(受講者が2名以上の場合は申込書をコピー願います)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

会員・非会員 〇印を付けて下さい

事業場名

□□□-□□□□□

所在地

電話番号

札幌労働基準協会長 殿

(FAX011-757-1803)